

## ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平成18年9月29日)  
厚生労働省告示第523号)

(沿革) 平成18年12月22日厚生労働省告示第660号、19年4月1日第129号、6月29日第227号、20年3月31日第191号、7月1日第358号改正

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第3項及び第30条第2項並びに附則第22条第4項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、別表第12の8及び第13の9以外については平成18年10月1日から、別表第12の8及び第13の9については平成19年4月1日から適用し、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第169号）は、平成18年9月30日限り廃止する。ただし、平成18年9月30日以前に提供された指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

一 指定障害福祉サービス等（障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）及び基準該当障害福祉サービス（法第30条第1項第2号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表介護給付費等単位数表第1から第3まで及び第5から第16までにより算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額又は同表第4により算定する単位数に10円を乗じて得た額を算定するものとする。

二 前号の規定により、指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定するものとする。

前文（抄）（平成18年12月22日厚生労働省告示第660号）

平成18年12月23日から適用する。

前文（抄）（平成19年6月29日厚生労働省告示第227号）

平成19年7月1日から適用する。

前文（抄）（平成20年3月31日厚生労働省告示第191号）

平成20年4月1日から適用する。

前文（抄）（平成20年7月1日厚生労働省告示第358号）

平成20年7月1日から適用する。

## 別表

## 介護給付費等単位数表

## 第1 居宅介護

## 1 居宅介護サービス費

## イ 居宅における身体介護が中心である場合

(1) 所要時間30分未満の場合	230単位
(2) 所要時間30分以上 1時間未満の場合	400単位
(3) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合	580単位
(4) 所要時間 1時間30分以上 2時間未満の場合	655単位
(5) 所要時間 2時間以上 2時間30分未満の場合	730単位
(6) 所要時間 2時間30分以上 3時間未満の場合	805単位
(7) 所要時間 3時間以上の場合 875単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数	

## ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合

(1) 所要時間30分未満の場合	230単位
(2) 所要時間30分以上 1時間未満の場合	400単位
(3) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合	580単位
(4) 所要時間 1時間30分以上 2時間未満の場合	655単位
(5) 所要時間 2時間以上 2時間30分未満の場合	730単位
(6) 所要時間 2時間30分以上 3時間未満の場合	805単位
(7) 所要時間 3時間以上の場合 875単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数	

## ハ 家事援助が中心である場合

(1) 所要時間30分未満の場合	80単位
(2) 所要時間30分以上 1時間未満の場合	150単位
(3) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合	225単位
(4) 所要時間 1時間30分以上の場合 295単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数	

## ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

(1) 所要時間30分未満の場合	80単位
(2) 所要時間30分以上 1時間未満の場合	150単位
(3) 所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合	225単位
(4) 所要時間 1時間30分以上の場合 295単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数	

## ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合

99単位

注1 イ、ニ及びホについては、区分1（障害程度区分に係る市町村審査会による審

査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。）第2条第1号に掲げる区分1をいう。以下同じ。）以上（障害児にあっては、これに相当する心身の状態とする。注3において同じ。）に該当する利用者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第2条第1号に掲げる利用者をいう。以下同じ。）に対して、指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所の従業者（同項に規定する従業者をいう。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所の従業者（同項に規定する従業者をいう。）（注4及び注10において「居宅介護従業者」という。）が、指定障害福祉サービス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護（以下「指定居宅介護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心身の状態（障害児にあっては、これに相当する心身の状態）にある利用者に対して、通院等介助（通院等又は官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定相談支援事業所）への移動（公的手段又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助をいう。注6及び注8において同じ。）（身体介護を伴う場合）を中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) 区分2（区分省令第2条第2号に掲げる区分2をいう。以下同じ。）以上に該当していること。

(2) 区分省令別表第1の認定調査票（以下「認定調査票」という。）における次の(一)から(五)までに掲げる調査項目のいずれかについて、それぞれ(一)から(五)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

- (一) 2-5 「3. できない」
- (二) 2-6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
- (三) 2-7 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
- (四) 4-5 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
- (五) 4-6 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

3 ハについては、区分1以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助（調理、洗濯、掃除等の家

## ○社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について

（平成17年10月5日 厚生労働省発社援第1005003号  
各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長あて  
厚生労働事務次官通知）

〔沿革〕 平成18年3月20日厚生労働省発社援第0320012号、19年2月15日第0215002号、12月14日第1214001号改正

標記の国庫負担（補助）金の交付については、別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成17年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、平成3年11月25日厚生省社第409号「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）について」は廃止する。

おって、平成16年度以前に交付された国庫負担（補助）金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

さらに、本通知中、社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内社会福祉法人等に対し、貴職からこの旨通知されたい。

別紙

### 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱

#### 第1 通 則

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### 第2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 (交付の目的)

1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（以下第2において「整備費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定 義）

2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について

区分	大分類	中分類	小分類
(1) 生活保護法第38条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供的施設	
(2) 社会福祉法（平成12年法律第111号） 第2条第2項第7号に基づく授産施設 ((1)による授産施設を除く。)	社会事業授産施設		
(3) 障害者自立支援法 第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援若しくは同条第15項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設 (以下「障害福祉サービス事業所」という。)並びに同条第12項に規定する障害者支援施設	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設		
(4) 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第5条第1項に基づく身体障害	身体障害者社会参加支援施設	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設	点字図書館 聽覚障害者情報提

者社会参加支援施設 (補装具製作施設、 盲導犬訓練施設及び 視聴覚障害者情報提 供施設に限る。)			供施設
(5) 障害者自立支援法 附則第41条第1項の 規定によりなお従前 の例により運営する ことができることと された身体障害者更 生援護施設	身体障害者更生援 護施設	身体障害者更生施 設  身体障害者療護施 設 身体障害者授産施 設	肢体不自由者更生 施設 視覚障害者更生施 設 聴覚・言語障害者 更生施設 内部障害者更生施 設  身体障害者入所授 産施設 身体障害者通所授 産施設 身体障害者小規模 通所授産施設 身体障害者福祉工 場 身体障害者通所 ホーム
(6) 次のア及びイに定 める施設（以下「知 的障害者援護施設 等」という。） ア 障害者自立支援 法附則第58条第1 項の規定によりな お従前の例により 運営することとされ た	知的障害者援護施 設	知的障害者更生施 設  知的障害者授産施 設	知的障害者入所更 生施設 知的障害者通所更 生施設 知的障害者入所授 産施設